

離職退去者の利用可能な住戸一覧(平成27年3月31日現在)

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)
大阪府	大阪市	南江口第5	大阪府大阪市東淀川区南江口3丁目2番	1	1	2K	18,600~20,600	次の要件をすべて満たしている方 ①解雇等により住宅等の退去を余儀なくされている方であること (ただし、当該住宅等を退去した日から1月を経過していない方を含む。) ②①の住宅等が大阪市内にある方、又は解雇等(解雇等の予告を含む。)された事務所若しくは事業所(解雇等された方が実際に就労していた事務所又は事業所(解雇等の予告を受けている方は、その方が現在就労している事務所又は事業所)が大阪市内にある方)であること ③入居(同居)しない保証人があること ④入居しようとする家族全員が暴力団員でないこと	原則1年間 (ただし、必要な場合には1年間延長可) 問い合わせ先: 大阪市住まい公社募集担当 06-6882-7024
		鶴町第6	大阪府大阪市大正区鶴町4丁目11番	1	1	3DK	20,300~24,800		
		南港中	大阪府大阪市住之江区南港中2丁目5番	1	1	3DK	29,600~60,400		
		長吉長原東第4	大阪府大阪市平野区長吉長原東3丁目12番	1	1	2K	16,800~19,700		
		長吉六反東	大阪府大阪市平野区長吉六反5丁目4番	1	1	2K	16,900~18,900		
東大阪市	楠根住宅	東大阪市楠根3丁目	1	1	3K	5000	次の要件をすべて満たしている方 (1)平成20年10月1日以降、事業所を解雇された離職退去者又はその同居親族であることが客観的に証明されるものであること。 (2)市区公共職業安定所に求職登録を行って熱心に求職活動を行っているか、又は行方が見込まれ、緊急的に住居の確保が必要と公共職業安定所長が判断したものであること。 (3)大阪府内に申請者が東大阪市内に勤務しているか、住んでいる方であって、 (4)その他市長が必要と認める事項。	使用開始の日から6ヶ月以内 (ただし、市長がやむをえないと認める場合は、最長6ヶ月を限度としてこの期間を延長することができるが、再度延長することはできない。 問合せ先 東大阪市建設局建築住宅政策課 TEL 06-4309-3231	
和泉市	和泉第一団地	和泉市幸一丁目8番	2	10	3DK	10,000円	次の要件をすべて満たしている方 (1)平成20年10月末日以降に離職した又は離職が確定した方。 (2)社員寮等から退去を余儀なくされ、住居を喪失した求職者(喪失見込みの方も含む)。 (3)大阪府内のハローワークに求職登録をし、熱心に求職活動を行っている方であって、 (4)再就職促進のため緊急的に住居を必要としている方。 (5)申請者本人及び同居しようとする方が、暴力団員でないこと。 (6)その他市営住宅の利用に係る規定等を遵守できる方	原則3ヶ月以内(更新なし) 問い合わせ先:和泉市建築住宅課 0725-41-1551(内1468)	
岸和田市	大宮住宅	岸和田市加守町4丁目28	1	1	3DK	10,300~20,300	次の要件をすべて満たしている方 (1)岸和田市内に居住または生計を立てている方で、平成20年11月1日以前に雇用先からの解雇等に伴い離職し、社員寮などから退去を余儀なくされている方。 (2)ハローワークに求職登録し、熱心に求職活動を行っており、再就職促進のため緊急に住居を必要としている方 (3)申請者及び同居しようとしている方が暴力団員でない方 (4)その他市営住宅の利用に係る規定などを遵守できる方	使用開始の日から3ヶ月(やむをえない事情がある場合、更新は1回まで可とするが、その期間については最長3ヶ月とします。) 問い合わせ先:岸和田市建築住宅課 072-423-9517 (直通)	
小計					12				

(注1)「その他」欄には問い合わせ先もご記入ください。

大阪府								大阪府では、総合募集で応募漏れがあった府営住宅について、随時募集を適年で行なっています。 「随時募集」については、下記ホームページを参照。 http://www.pref.osaka.jp/jutaku_kikaku/boshujajgyo/ind-ex.html ※大阪府では「離職退去者向け優先募集」は行っていません。 (問合せ先) 大阪府住宅まちづくり部住宅経営管理課 TEL 06-6210-9752	
大阪府	定期募集							次の要件をすべて満たしている方 (世帯向け) ①現在大阪府内に居住している(住民登録をしている)か、又は大阪府内に勤務先を有していること ②現在同居しているか、又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)があること ③親族との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、決められた婚姻(入籍)予定年月日が申込当住宅の本市の指定する入居日まで(注)であること ④入居しようとする家族全員の収入合計が下記の市又は国で定める基準の範囲内であらうこと。家賃の支払 ⑤現在、住宅に担保されていること ⑥申込者本人、及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、本市営住宅に係る未納の家賃又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと ⑦申込者本人、及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が暴力団員でないこと (単身者) ①現在大阪府内に居住している(住民登録をしている)こと ②単身で居住でき、日常生活ができる方のうち、次のいずれか一つに該当していること a.お. 常勤の介護が必要な方でも、居宅において常勤の介護を受けることにより自立した生活ができる方であれば申込みすることができます。 b. 年齢が60歳以上の方。ただし、経過措置として、昭和31年4月1日以前に生まれた方も含む。 c. 身体障がい者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級から4級までに該当する方又は同等程度の障がいがある方 d. 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級から3級までに該当する方又は同等程度の障がいがある方 e. 療養手帳(認定カード)の交付を受けている方又は同等程度の障がいがある方 f. 配偶者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が特別障害1号第1項/2の特別障害から第6項まで、又は同法別表第1号表/3の第1款に該当する方 g. 原子爆弾被害者に対する保護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方 h. 生活保護を受けている方、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付を受けている方(帰国途上住宅等) (2)海外引揚者の方で、引き揚げから5年を経過していない方 (3)ハンセン病療養所入居者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する(2)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止等」という。)第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する方 a. 配偶者暴力防止等法律第5条第1項の規定による配偶者暴行相談センターの一時保護もしくは同法第5条の規定による人権擁護施設の保護又は本市が行う同法第1条第2項に規定する被害者の緊急時における一時保護が終了した日から起算して5年を経過していない方 b. 配偶者暴力防止等法律第10条第1項の規定により裁判所が去来命令又は接近禁止命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方 c. 申込者本人の収入が下記の市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること ⑧現在、住宅に担保されていること ⑨申込者本人、市営住宅に係る未納の家賃又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと ⑩申込者本人が、本市からの申請請求(家賃滞納を原因とする場合を除く。)を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと ⑪申込者本人が暴力団員でないこと	問い合わせ先: 大阪市住まい公社募集担当 06-6882-7024 募集時期: 平成26年7月4日(木)~7月18日(木) 平成26年2月5日(水)~2月19日(木)
	随時募集			1-2				次の要件をすべて満たしている方 (1)平成20年10月1日以降、事業所を解雇された離職退去者又はその同居親族であることが客観的に証明されるものであること。 (2)市区公共職業安定所に求職登録を行って熱心に求職活動を行っているか、又は行方が見込まれ、緊急的に住居の確保が必要と公共職業安定所長が判断したものであること。 (3)大阪府内に申請者が東大阪市内に勤務しているか、住んでいる方であって、 (4)再就職促進のため緊急的に住居を必要としている方。 (5)申請者本人及び同居しようとする方が、暴力団員でないこと。 (6)その他市営住宅の利用に係る規定等を遵守できる方	問い合わせ先: 大阪市住まい公社募集担当 06-6882-7024 募集時期: 随時

	小計			0					

(注1)「その他」欄には問い合わせ先もご記入ください。

(注2)「その他」欄に「離職退職者向け優先募集の措置状況」を明記して下さい。

- 1: 公営住宅
- 2: 改良住宅
- 3: 特公賃
- 4: 公社
- 5: 単独住宅等